

○財務省告示第五十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成三十年二月二十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年三月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第六

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

三 法律及びその 十四号）第四条第一項及び特別

四 法律第二十三号）第四十七条第

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

四 発行方法 律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした

後に行われる入札であつて、財

務大臣が各国債市場特別参加者

ロ イ

十 十
三 二

十 四

十 五

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価
払 過 札 格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市 札 格
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 札 格
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争

初 期 利 子

後 第 二 期 子 以

額 額 額 額
面 上 の 百 円 に つ き 百 円 六 十 五
金 額 百 円 に つ き 百 円 六 十 五
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 六 十 五
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 六 十 五

年 ○ ・ 六 パーセント
募 入 決 定 の 通 知 受 け た 者 は
払 込 金 額 に 加 え 第 二 十 号 に よ
り 算 出 し た 金 額 を 第 十 号 に よ
る 定 算 期 日 に 払 込 む の と 規

$$\frac{\text{償 回 金 額 の 添 附}}{100} \times \frac{0.6}{100} \times \frac{68}{365}$$

平 成 三 十 年 六 月 二 十 日 を 支 払 期
と し 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以 下
次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ) 。

$$\frac{\text{償 回 金 額}}{100} \times \frac{0.6}{2} \times 1$$

毎 年 六 月 十 日 及 び 十 二 月 十
日 支 払 日 以 前 六 月 間 に お
い て 支 払 日 以 前 六 月 間 に お

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 還 還
日 加 支 額 限

平 財 日 額 平 る
成 務 本 面 成 利
三 大 銀 金 成 子
十 臣 行 額 十 支
年 か 百 九 年 支
二 から 円 年 払
月 通 につ き 月
二 知 を 百 二
十 受 千 十
六 け 円 日
日 け 者